

清掃業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（受託者）（以下「乙」という。）とは、新潟県放射線監視センター新潟分室の清掃業務について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、新潟県放射線監視センター新潟分室の清掃業務を別紙清掃業務委託実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、これを乙に委託し、乙は委託仕様書及びこの契約書の定めるところにより、誠実に作業を行うものとする。

（作業員）

第2条 乙は、作業員の行為については、甲に対し一切の責任を負うものとする。

2 乙は、作業員に県の庁舎管理に関する諸規定及び実施要領の内容を守らせなければならない。

（作業員の指揮監督）

第3条 作業員の指揮監督は、すべて乙において行うものとする。

（作業の変更）

第4条 甲は、公務上の必要により、乙に対し臨時に作業の変更又は実施要領の範囲を超える作業の実施を求めることができる。

2 甲は、契約期間中に庁舎等の増改築並びに模様替え等により作業に変更をきたす場合は、甲乙協議のうえ乙に、増減に応じた作業を実施させることができる。

3 前2項の作業の増減に伴う委託料の増減については、その都度、甲乙別途協議するものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

（経費の負担）

第6条 この契約による作業に必要な材料は、すべて乙の負担とする。

ただし、作業に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

（委託期間）

第7条 この契約の期間は、令和8年9月1日から令和11年8月31日までとする。

(委託料の額)

第 8 条 甲は、第 1 条に定める清掃作業の委託料として、円（うち消費税及び地方消費税額
円）を乙に支払うものとする。

(委託料の支払方法)

第 9 条 乙は、毎月、前月分の業務報告書提出による甲の検査合格の後、当該月分の委託料の請求書を甲に提出し、甲は、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に乙に支払うものとする。

(契約保証金の納付及び返還等)

第 10 条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として第 8 条の委託料の額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。

5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

6 第 14 条の定めにより契約が解除（甲の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第 11 条 甲及び乙は、この契約上の地位並びにこの契約から生じる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約業務の再委託)

第 12 条 乙は、第三者(以下「再委託先」という)に対し、本件業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をしてこの契約に定める乙の義務と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(予算の削減又は削除に伴う契約の解除)

第 13 条 甲は、契約期間中に甲の予算の減額又は削減があった場合は、この契約を解

除するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙又は作業員が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の 1 か月前までに申し出なければならない。

(3) 甲の委託方針が変更されたとき。

(4) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前項第 1 号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、契約を解除することができる。

5 甲は、前各項の規定により契約を解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第 15 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに 該当する場合は、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（協議事項）

第17条 この契約に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙

協議の上、決定する。

この契約成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟県柏崎市三和町5番48号
新潟県
新潟県放射線監視センター所長 土屋 江理子 印

乙 住所

氏名 印